

# 障害乳幼児療育における方法論的検討

清原 浩・内田芳夫  
黒川久美\*・米衛政光\*\*  
(1983年10月15日 受理)

## Research in Method of Therapeutic Education for the Handicapped Infant and Young Child

Hiroshi KIYOHARA, Yoshio UCHIDA  
Hisami KUROKAWA\*, Masamitsu YONEE\*\*

### 目 次

- |  |  |
|--|--|
| <p>I はじめに</p> <p>II 療育の全体構想</p> <p>    (1) 療育の目標</p> <p>    (2) 療育の内容・方法</p> <p>    (3) 療育記録と評価</p> <p>III 各領域の療育方法</p> <p>    1 感覚療育</p> <p>        (1) 感覚療育の定義, 目的, 意義</p> <p>        (2) 感覚療育の方法上の原則</p> <p>        (3) 乳幼児期の感覚・知覚の発達を促す主導的な活動についての仮説</p> <p>        (4) 感覚療育プログラム (試案)</p> <p>        (5) 感覚療育の具体的なすすめ方</p> <p>        (6) 感覚療育の発達評価法</p> <p>        (7) 感覚療育と他領域との関連</p> <p>    2 運動療育</p> <p>        (1) 運動療育の定義, 目的, 意義</p> <p>        (2) 運動療育過程の構成と運動 activity</p> <p>        (3) 運動療育の方法上の原則</p> | <p>        (4) 運動療育プログラム (試案)</p> <p>        (5) 運動療育の発達評価スケールと運動発達検査・診断</p> <p>        (6) 運動療育と他領域との関連</p> <p>    3 ことばの療育</p> <p>        (1) ことばの療育の意義</p> <p>        (2) ことばの療育と他領域との関連</p> <p>        (3) ことばの療育の方法上の原則</p> <p>        (4) ことばの療育の方法</p> <p>        (5) ことばの療育の評価</p> <p>    4 わらべうた療育</p> <p>        (1) わらべうた療育の定義, 目的, 意義</p> <p>        (2) わらべうた療育の内容と 1 session のすすめ方</p> <p>        (3) わらべうた療育の方法上の原則</p> <p>        (4) わらべうた療育プログラム (試案)</p> <p>        (5) わらべうた療育の発達評価法</p> <p>        (6) わらべうた療育と他領域との関連</p> <p>IV おわりに</p> |
|--|--|

### I はじめに

本論文は障害乳幼児の療育プログラム試案の提起という体裁になっている。とりわけ障害の内容を問わず、重度の発達障害をもつ乳幼児、生活年齢でいえば0～3歳を中心に就学前乳幼児期にある子どもたちへの発達援助のプログラム作成に力点を置いている。そうした状態に置かれている子どもたちへの援助こそ急務と考えられたからである。また、早期発見・早期治療の療育システムを

\* 本学部非常勤講師・霧島女子短期大学講師

\*\* 鹿児島県立武岡台養護学校教諭

部分的にしる実現するべきとも考えているからである。このプログラム作成過程で遊戯療法、行動療法をはじめ障害児保育・教育実践からも学ぶことは多かったが、ソビエト児童心理学や保育プログラム、ハンガリーの保育プログラム、コダーイ芸術教育研究所の保育プログラムに負うところも大きい。

さて、この療育プログラムは、発達初期の段階、ピアジェの言う感覚—運動的知能の段階にある子どもを中心的な対象としていることから、療育内容は感覚、運動への発達援助を軸として、さらに表象的思考の段階をふまえてことばと情緒の発達援助を加えて構成されている。しかし、部分的な各領域の能力形成だけではなく、各領域別能力の形成が人格発達と結合され、人格発達が障害の軽減・克服のモメントになることを目指している。また、このプログラムは子どもの発達に即した体系性と療育過程の順序性を大事にしている。客観的な方法論的検討に耐えうるものにしたいためである。

子どもの能動性に依拠しつつ、子どもの発達の最近接領域に働きかけ、子どもの発達を実現し、より発達した子ども自らが自らの障害を軽減・克服することを援助していくことを目指す立場が本プログラムの基本的性格であり、その援助の活動を療育と呼ぶことにする。

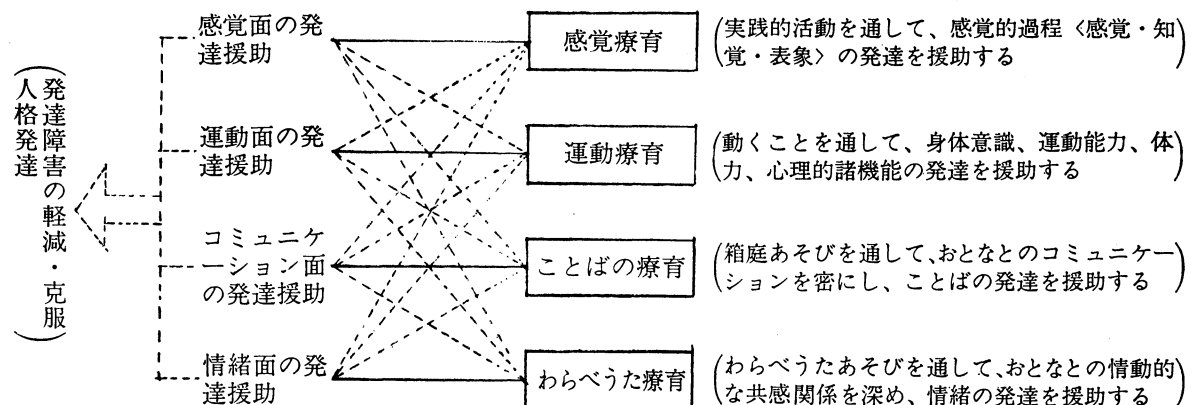
## II 療育の全体構想

### (1) 療育の目標

何らかの障害をもつ子どもたちの人格全体の発達をめざしつつ、同時にその人格発達を通して発達障害そのものを軽減・克服していくことを目標とする。

### (2) 療育の内容・方法

#### (1) 療育の四つの領域



#### (2) 療育の方法上の原則

- ① ハードな訓練としてではなく遊びとして展開する。
- ② 物と子どもとの関係だけでなく、療育者との人間的な深まりを形成する。
- ③ 子どもの自発性・能動性が高められるよう組織する。

(3) 療育活動の実際

① 療育の流れ

わらべうた (10分) → 運動療育 (30分) → 感覚療育 (30分) → ことばの療育 (30分)  
 わらべうた (10分)

② 療育形態

わらべうた療育……集団的個別療育

感覚療育……個別療育

運動療育……集団的個別療育

ことばの療育……個別療育

[3] 療育記録と評価

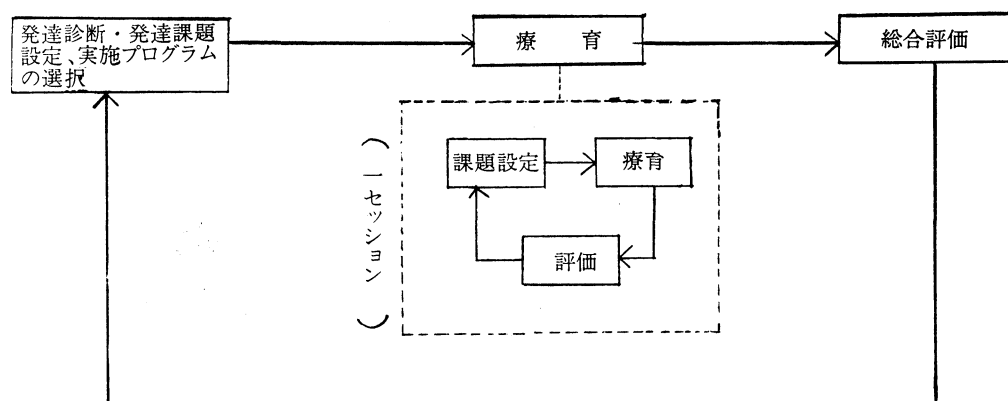
(1) 記録法

- ① 1回の session ごとに、観察者が4つの領域ごとの記録用紙に自由記述による記録をとる。記録は1分ごとの信号に基づいて分ぎざみで記録することによって主観的な場面選択を防いでいる。したがって記録用紙は1分毎に記録欄をもうけている (資料1～4参照)。
- ② 観察終了後、各領域ごとに観察要約を記述する (資料4参照)。
- ③ 自由記述による記録を補い、子どもたちの発達過程を視覚的に明らかにするため VTR による記録も併用されている。

(2) 評価法

- ① 毎回、療育終了後のスタッフ・ミーティングにおいて
  - a. 子どもたちの療育活動への参加のし方 (興味参加度, 積極性, 集中性, 情緒性など)
  - b. 療育者とのかかわり, 他児とのかかわり, 発声・発語
  - c. 各 activity の達成の程度及び達成のし方
  - d. 各 activity の適切性
  - e. 療育者の働きかけのし方
 などを評定尺度に基づいて評価し, 次回 session の内容を検討する。

② 1期毎 (年間を前期・後期に区分) の総合評価



各領域別及び子どもの全体像の評価さらに発達診断を行い、次年度のプログラムの内容を検討する。

### ③ 療育過程（療育と診断・評価の結びつき）

前図のようなサイクルの量的拡大と質的発達の無限の過程である。

## Ⅲ 各領域の療育方法

### 1 感覚療育

#### [1] 感覚療育の定義・目的・意義

##### (1) 定義

感覚療育とは、感覚・知覚が精神発達の最初の環であるという認識にもとづいて、発達初期にあるすべての障害乳幼児に対する感覚・知覚面からの発達援助のとりくみである。

障害児に対する感覚・知覚面に焦点をあてた従来の治療教育的アプローチを概観してみると、次の二つに区別することができよう。一つは、視覚障害児や聴覚障害児に対する視覚あるいは聴覚の障害の補償・代償という観点からの感覚・知覚訓練、例えば触運動知覚訓練や聴能訓練などである。もう一つは、古くは Itard, Seguin, Montessori, 最近では Kephart, Frostig, Ayres 等の感覚・運動訓練であり、これらはその理論的根拠や方法論は一様ではないが、感覚・知覚が人間発達の基礎であると考え、感覚・知覚の訓練を通して発達の障害そのものを軽減・克服していこうとする観点は共通しているといえよう。

われわれの感覚療育は、単に視覚障害や聴覚障害の補償・代償という前者の立場ではなく、後者に近い立場、すなわち感覚・知覚の発達を積極的に援助することによって精神発達の基礎づくりをしようとするものである。

##### (2) 目的

感覚療育は、主体の活動を通して、感覚的機能・能力（感覚・知覚・表象）の発達を援助することを主なねらいとするものである。その感覚的機能・能力とは主として以下のようなものである。

① 視知覚系 (Visual perception)——視覚—運動協応, 事物の特性 (形, 大きさ, 色) の識別・認知とその表象, 空間・位置関係の知覚とその表象, 分析—総合的知覚,

② 触知覚系 (Tactual perception)——触—運動感覚, 事物の形, 粗滑, 硬軟, 温冷などの識別・認知とその表象,

③ 聴知覚系 (Auditory perception)——音声, 楽器音の識別・認知とその表象, 音の高低・強弱・テンポ・リズムの識別・認知とその表象, 音韻の識別・認知とその表象,

##### (3) 意義

感覚療育の意義は次のような点にあると考えられる。

① 知的発達の基礎となる。外界を認識するには感覚・知覚が基になっている。感覚・知覚に基づいて、より複雑な思考過程が形成される。感覚・知覚の発達は知的発達の必須の前提である。

② 実践的活動を改善する。例えば釘を壁に打ちこむ場合、視覚や触覚によって働きかける事物の形や大きさ、位置、硬さといった特性をとらえ、自分の動作をそれらの特性にあわせて絶えず調整しなければならない。このように感覚・知覚は実践的活動において調節や制御の機能を果たしている。感覚・知覚の発達とは実践的活動の改善にとっても本質的意義をもつのである。

③ 以上に加えて、感覚・知覚の発達に伴って、集中力が養われるとともに、活動への興味・関心、意欲が喚起され、能動性・自主性が高められる。

## 〔2〕 感覚療育の方法上の原則

感覚療育の方法上の原則として以下の三点を考えている。

① その活動を習得するのに「一定の感覚的能力の必然的形成を要求する」<sup>1)</sup> ような活動を、子どもの発達にそくして準備すること。

感覚・知覚は主体の実践的活動のコンテキストの中で、その課題に影響されながら発達する。例えば描画活動を行う中で、対象をよりよく描くために、対象の全体的な形や各部分の特徴などについての分析—総合的な知覚が発達していく。そこで、感覚・知覚を活動と切り離されたところで訓練するのではなく、活動と密接に関連づけて感覚・知覚の発達を促すようにする必要がある。感覚・知覚は「活動のために、活動の中で」<sup>2)</sup> 育てなければならない。またそうであるこそ、感覚・知覚の発達が知的発達の必須の基礎となりうるのである。以上のことから、必要不可欠な感覚・知覚の発達を保障しうるような活動を子どもの発達にそくして組織する必要があるといえよう。

## ② 外的定位的行為を組織すること。

知覚行為は「外的定位的行為が知覚行為へと変わっていく」<sup>3)</sup> という法則性に基いて完成される。そこで外的定位的行為、すなわち「子どもが知覚のたすけだけではまた解決できないような課題を解決しようとする」<sup>4)</sup> 際に用いる外的な方法を適切に組織することが大切だと考えられる。外的な行為はやがて内面化され、内的な、知覚行為へと変わって行く。その組織の仕方としては次のようなものが考えられよう。

### a. 外的定位的行為そのものを必要とするような materials の準備。

そのような materials とは、例えば、はめ板や Montessori 教具の円柱さし、上下をあわせて一つのものにするマトリョーシカといったものである。これらは、materials 自体が応答的に正誤を判定教授してくれるために「自己教授的教具」とも呼ばれている。

### b. 外的定位的行為の「直接的形成法」<sup>5)</sup>

例えば、対象を互につきあわせてみる、一列に並べてみる、対象の輪郭を手でなぞるなど、感覚器官の運動を直接的に教えるやり方である。

### c. 「対象的モデル化による間接的形成法」<sup>6)</sup>

これは課題の解決のために知覚対象を何らかの別の対象でモデル化したものを用いるというやり方である。例えば、形の構成の課題を解決するために型紙を用いてあらかじめ組み立ててみる。音の高さの識別のために低い声を出す大きな人形と高い声を出す小さな人形を用いるといったもので

ある。

以上に加えて、更に、コトバかけによって知覚過程を方向づけることも有効だと考えられる。例えば、ある事物の観察の際、「まず、全体をよく見ましょう。どんな形をしていますか。つぎに、上の方はどうなっていますか。下の方はどうですか。それでは、もう一度、全体を見てみましょう」というようにして、コトバを通して分析—総合的な知覚を組織化していくのである。こうしたことを通して子どもはやがて自己自身の「自発的な内言による知覚のコントロール」<sup>2)</sup>が可能になっていく。

③ 「あそび」的形態で行うこと。

各 activity が子どもにとって、「しなければならないもの」ではなく、「やりたいもの」となるようにすること、つまり子どもにとって「あそび」として受けとめられるようにすることが大切である。

子どもをあそびにつき動かすものは、あそびの過程で得られる「たのしさ・おもしろさ」である。このたのしさ・おもしろさの中味は発達的に変化していくし、またあそびの種類によっても異なる。とはいえ、おおよそ3歳を境に、多くのあそびに共通するたのしさ・おもしろさを抽出することができよう。

3歳未満の場合、多くのあそびに共通するたのしさ・おもしろさとして次のようなものを取り出すことができよう。

- a. 感覚・運動器官を働かせるたのしさ・おもしろさ
- b. 繰り返しのたのしさ・おもしろさ
- c. 外界を変化させるたのしさ・おもしろさ
- d. 他者と交互に同じ行為をやりとりし、情動を共有するたのしさ・おもしろさ

3歳以上の場合は、次のようなものを取り出すことができよう。

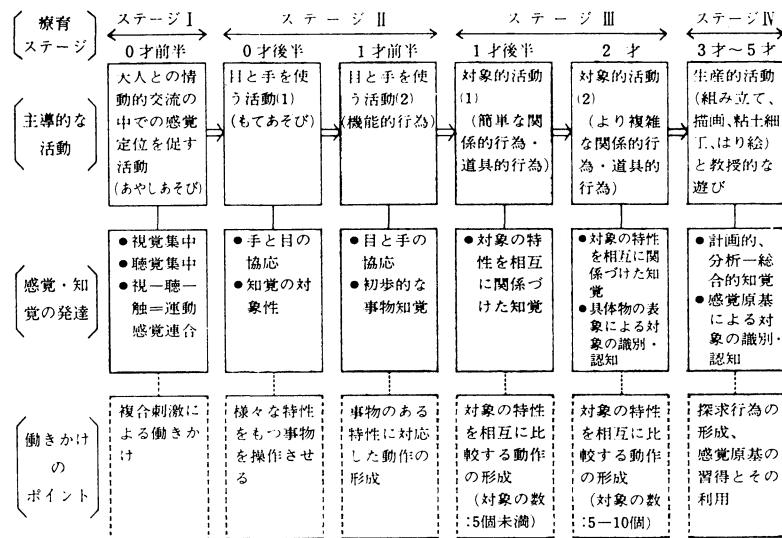
- e. 自分の心身の諸機能を働かせるたのしさ・おもしろさ
- f. 行動の目標を自由に設定し、また変更するたのしさ・おもしろさ
- g. 何かをつくり出すたのしさ・おもしろさ
- h. イメージを豊かに展開し、他者と共有するたのしさ・おもしろさ

activities の構成、実施にあたっては、以上の点に留意する必要がある。

[3] 乳幼児期の感覚・知覚の発達を促す主導的な活動についての仮説

感覚療育プログラムの編成にあたって、表1-(1)に示すような「乳幼児期の感覚・知覚の発達を促す主導的な活動についての仮説」を設定し、これに基づいてプログラムを作成した。「感覚的能力の必然的形成を要求する」ような活動を、視知覚一手の運動系を中心に、子どもの発達にそくしてとり出し、これを感覚・知覚の発達を促す主導的な活動とした。療育ステージはこの主導的活動を基準にして区分されている。以下、この仮説について若干の説明を加えていきたい。なお、表中の年齢は、その活動が主導的な活動となるおおよその発達水準を示している。

表1-(1) 乳幼児期の感覚・知覚の発達を促す主導的な活動についての仮説



0歳前半段階での感覚・知覚の発達を促す主導的な活動を、大人との情動的交流の中での感覚定位を促す活動、具体的にはあやしあそびとした。感覚定位とは「目や音で場所を捜しあてる力」<sup>9)</sup>で、4か月半頃にその初期の成立がみられるとされている。あやしあそびを通して視覚、聴覚、触=運動感覚の発達が促されていく。働きかけのポイントとなるのは、大人のあやしを中心とする複合刺激による働きかけである。

6か月前後頃、把握行為が獲得されると子どもは盛んにもてあそびをしはじめる。そして10, 11か月過ぎ頃より、「特定の物に対する操作の比較的恒常的な様式」<sup>9)</sup>である機能的行為(例えば、ボールも積木もそれまで一様になめたり、うちつけたりしていたのが、ボールはころがし、積木は積もうとするようになる)が獲得されてくる。以上のことから、0歳後半からほぼ1歳前半段階での主導的な活動を、目と手を使う活動とし、更にこれを二つに区分して、おおよそ0歳後半段階を目と手を使う活動(1)もてあそび、1歳前半段階を目と手を使う活動(2)機能的行為とした。これらの活動・行為を通して子どもは知覚の対象性や目と手の協応を獲得していく。働きかけのポイントは、(1)では様々な特性をもつ事物を操作させること、(2)では事物のある特性に対応した動作、例えば、まるいものはころがすといった動作を形成することである。

1歳後半頃になると、対象の用途や使用法に応じた行為である対象的行為が発達してくる。1歳後半から2歳段階は、対象的行為がその中で遂行される対象的活動が感覚・知覚の発達を促す主導的な活動になる。とりわけ、「2個又は数個の対象(またはその部分)をある空間的相互関係の中に入れる行為」<sup>10)</sup>である関係的行為(例えば、輪でピラミッドをつくる)及び、「一つの対象(道具)が他の対象へ働きかけるために使われる行為」<sup>11)</sup>である道具的行為(例えば、棒で物を引き寄せる)が感覚・知覚の発達を促す上で重要である。これらの行為においては、ある対象の特性を他の対象の特性と相互に関係づける必要がある。例えば、大きさの異なる輪でピラミッドをつくるには、ただ輪を支柱に通せばよいというものではなく、輪の大きさを相互に比較して大きいものから順に支

